

## 社会福祉法人麩城会 役員等報酬規程

### (目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人麩城会（以下「当法人」という）定款第9条および第24条の規定に基づき、役員（理事及び監事）評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

### (報酬等の支給)

第2条 役員等には、業務等に応じて次のとおり報酬等を支給する。

- (1) 理事長は、月額で報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。
- (2) 役員等（理事長を除く）は、業務等に応じて報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。

### (役員等の報酬等の算定方法)

第3条 役員等に対する報酬等の額は、次の各号により定めるものとする。

- (1) 理事に対して、各年度の総額が170万円を超えない範囲で支給することができる。
- (2) 監事に対して、各年度の総額が30万円を超えない範囲で支給することができる。
- (3) 理事長の報酬額は、別表1に定める額とする。
- (4) 役員等（理事長を除く）の報酬額は、別表2に定める額とする。
- (5) 役員等の報酬額には、会議や法人及び施設業務のため出勤した場合の交通費等が含まれるものとする。
- (6) 役員等が職務のため出張したときは、社会福祉法人麩城会 旅費規程に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

### (当法人職員給与との併給)

第4条 当法人の職員を兼ね、職員給与の支給を受けている者には役員等報酬を支給しないこととする。

### (報酬等の支給方法)

第5条 役員等に対する報酬等の支給方法は、次の各号に応じて定める時期とする。

- 2 役員等の報酬は、前月21日から起算して当月20日までを1ヶ月として計算し、毎月28日に支給する。但し、支払日が土日祝祭日の場合には、その前日に繰り上げて支払うこととする。
- 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(端数の処理)

第6条 この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときは、次のとおり端数処理を行う。

- (1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。
- (2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第7条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第五十九条の二第一項二号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第8条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補足)

第9条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規定は、平成29年6月17日より施行する。

附則 この規定は、平成30年4月1日より施行する。

別表1（理事長の報酬額）

（1）理事長

| 内 容                | 月 額      |
|--------------------|----------|
| 定例会への出席（週1回）       | 100,000円 |
| 管理者会議への出席（月1回）     |          |
| 上記の他、法人及び施設業務のため出勤 |          |

別表2（役員等の報酬額（理事長を除く））

（1）評議員

| 内 容                   | 日 額     |
|-----------------------|---------|
| 評議員会への出席              | 10,000円 |
| 上記の他、法人及び施設業務のための出勤   | 10,000円 |
| 上記の会議等に参加し3時間以上となった場合 | 20,000円 |

（2）理事

|                       | 日 額     |
|-----------------------|---------|
| 理事会等への出席              | 10,000円 |
| 上記の他、法人及び施設業務のための出勤   | 10,000円 |
| 上記の会議等に参加し3時間以上となった場合 | 20,000円 |

（3）監事

|                       | 日 額     |
|-----------------------|---------|
| 理事会等への出席              | 10,000円 |
| 上記の他、法人及び施設業務のための出勤   | 10,000円 |
| 上記の会議等に参加し3時間以上となった場合 | 20,000円 |